令和８年（フ）第４２８９号
大阪市西区九条南２丁目９番１―1106号
債務者　前住　　充
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８０号
東京都練馬区富士見台４丁目３―20―203
債務者　中野まどか
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月５日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第８６号
福岡県行橋市大字下稗田1370番地74、前住所山口県下関市彦島本村町１丁目６番22号
破産者　山橋　最澄
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　20―104、破産手続開始決定時の住所埼玉県越谷市越ヶ谷2874番地17　レェ・メゾンドゥ一柳205
破産者　大内テル子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５３０号
鹿児島市下伊敷３丁目88番８号
破産者　落　　和正
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５９５号
鹿児島市荒田１丁目18番10号
破産者　渡部　正利
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第９８号
茨城県北茨城市関南町神岡下字浜田243―14ボンヌール関南203号、住民票上の住所茨城県つくば市梅園２丁目31番地13（開始決定時の住所）茨城県北茨城市磯原町磯原１丁目248ノヴェルグリーンマンション403
破産者　萩谷　孝彦
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第８３号
青森県五所川原市新宮町72番地、住民票上の住所青森県つがる市牛潟町村上42番地
破産者　工藤　貴幸
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第３４０７号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目30番地１　コート三ツ境310
破産者　満冨　尊武
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５７１号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目４番地の２ハイツ彩風Ｂ―101号
破産者　井ノ一光太
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４５５号
静岡県菊川市沢水加1628番地の２
破産者　辻　　秀信
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４１号
滋賀県長浜市高月町森本15番地
破産者　中嶋　玉樹
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和６年（フ）第９０号
島根県出雲市上塩冶町2517番地１　メゾングレース103、前住所島根県出雲市西代町425番地
破産者　福田　　操
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第１０１８号
北九州市小倉南区下曽根新町７番10号
破産者　本田　友和
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０１９号
北九州市小倉南区下曽根新町７番10号
破産者　本田　美紀
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２１９号
奈良県香芝市上中1183番地１　アシビハイツ９―104号
破産者　平野　　隆
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和３年（フ）第１３４０号
北海道江別市豊幌美咲町16番地の10
破産者　村瀬　尚克
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部